

集団資源回収の資源物持ち去りへの対応

持ち去り防止対策

○所有物であることを必ず明示してください！

資源物は集団資源回収登録団体が所有し、持ち去りが禁止されていること、持ち去りを発見した場合は警察に通報することを、掲示物をもって明示してください。

掲示物は、資源物の回収場所や、資源物そのものに貼り付けるなどして使用しましょう。

掲示物の例を添付しましたので、参考にしてください。（市ホームページからダウンロードすることもできます。）

○集積所は敷地内に！

持ち去りやすい路上はできる限り避けて、管理可能な敷地内を集積所としてご活用ください。第三者の目に付きにくい場所に置く、ネットをかける、カラーコーンを立てるなどして、持ち去りにくい工夫をお願いします。

管理された敷地内にあり、所有者を明示している資源物の持ち去りについては、警察もより積極的な対応が可能とのことです。

○資源物は、回収日当日の朝に出しましょう！

前日の夜に出すと持ち去られやすく、また、放火など他の犯罪の危険もありますので、当日の朝、できるだけ回収される直前に出すことを心がけましょう。

○パトロール、見張りの強化！

持ち去りをする人にとっては、現場を見られることをなにより嫌います。多数の目撃情報を共有し、相手を特定するためにも、無理のない範囲内で構いませんので、回収ルートのパトロールや集積所の見張りを実施することをお勧めします。

※裏面もご参照ください。

持ち去りを見かけたら

○警察に連絡を!

持ち去られた日時と場所、車両のナンバーや特徴などを最寄りの交番や警察署に連絡してください。

○無理な制止はしないでください!

危険を伴う場合がありますので、決して無理な注意や制止はしないでください。

○追跡はしないでください!

交通ルールを無視して逃走し、周囲に危険が及ぶ恐れがありますので、追跡はしないでください。